

特別障害者手当について（ご案内）

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無は問いません。

1 対象となる方

対象者は、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方です。

（1）表1の障がいが2つ以上ある方

（2）表1の障がい1つ、かつ、表2の障がい2つ以上ある方

（表1と表2の障がいは別のものであること）

（3）上記（1）（2）と同程度の方

- ・表1の3～5の障がい（肢体不自由）があり、日常生活動作評価表（医師の判定）により著しく重度である方
- ・表1の6の障がい（内部障がい）があり、絶対安静の方
- ・表1の7の障がい（精神障がい）があり、日常生活動作評価表（医師の判定）により著しく重度である方

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ・施設に入所されている方（特別養護老人ホーム、障害者支援施設 など）

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等は在宅扱いです。詳しくはお問い合わせください。

- ・3か月を超えて病院、介護老人保健施設に入院されている方

表1

- | | |
|---|---|
| 1 | 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの |
| 2 | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| 3 | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの
若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの |
| 4 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの |
| 5 | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの |
| 6 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 7 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

（注）下肢障がいと体幹機能障がいは、原則、重複認定できません。（表2も同じ）

表 2

- 1 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼視野角度が56度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 手当額

月額27,980円（令和5年4月現在）

手当は、2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月までの分が支給されます。

3 申請に必要なもの

次の①～⑤をご用意のうえ、障がい福祉課までお越しくください。窓口で、認定請求書、所得状況届等にご記入いただき受け付けします。

①特別障害者手当認定診断書（申請日から2か月以内に診断されたもの）

※障害者手帳を所持しているときは省略できる場合があります。

②身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ）

③銀行の通帳（本人名義）

④マイナンバーのわかるもの（本人、配偶者、扶養義務者）

⑤年金を受給している場合は、年金の種類、受給額が分かる書類

4 所得制限について

本人、配偶者、生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は、手当の支給は停止されます。

5 問合せ先

障がい福祉課 TEL：089-948-6936

松山市ホームページ [トップページ](#)>[くらしの情報](#)>[福祉](#)>[障がい福祉](#)>[手当等](#)>[特別障害者手当](#)

